

周南市公共施設再配置計画改訂支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 4 日

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市公共施設再配置計画改訂支援業務

(2) 業務の目的

「周南市公共施設再配置計画」は、策定から 10 年を迎え、この間の社会情勢の変化への対応や、「第 3 次周南市まちづくり総合計画」との連携を考慮して、基本計画を見直す必要がある。

厳しい財政状況が続く中で、公共施設等を取り巻く状況の変化を踏まえて再配置の取組みに関する基本方針や計画目標等を見直し、本市の公共施設マネジメントの実効性を向上させるため、「周南市公共施設再配置計画」を改訂することを目的とする。

(3) 業務内容

「周南市公共施設再配置計画改訂支援業務 仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

周南市内

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和 6・7 年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「調査・研究（設計関係を除く）」の（小分類）「計画策定」に登録されていること。

(3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者であることかつ受けることが明らかである者でないこと。

(4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成 24 年周南市要綱第 3

7号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

3 参加手続

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地
周南市役所総務部施設マネジメント課
電話番号：0834-22-8202
FAX 番号：0834-22-8266
E-mail：shisetsu@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/>

(3) 実施要領・仕様書等に係る質問

① 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によることとし、E-mailにより提出すること。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

② 受付期間

令和7年6月4日（水）8時30分から令和7年6月18日（水）17時15分までとする。（土日祝日を除く。また、受信確認は、8時30分から17時15分までとする。）

③ 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

施設マネジメント課 E-mail：shisetsu@city.shunan.lg.jp
施設マネジメント課 電話番号：0834-22-8202

④ 回答方法

令和7年6月20日（金）10時以降に周南市ホームページに掲載する。ただし、参加表明書の提出に関する質問については、質問受付期間中に適宜、E-mail又は電話で回答するほか、周南市ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領、仕様書及び本市の契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式3）

イ 履行実績調書（様式4）及び添付資料

※国が地方公共団体に策定を要請した「公共施設等総合管理計画」について、平成26年4月1日以降に地方公共団体が発注した当該計画の策定支援業務又は改訂支援業務を令和7年3月31日までに履行完了した実績を記載すること。(最大5件まで)

ウ 配置予定の業務責任者調書(様式5)及び添付資料

※評価する保有資格は、次のとおりとする。

・一級建築士 ・技術士(建設部門、総合技術監理部門)

エ 業務実施体制(様式6)及び添付資料

※評価する保有資格は、次のとおりとする。

・一級建築士 ・技術士(建設部門、総合技術監理部門)

オ 会社概要(任意様式、パンフレット等でも可)

② 提出期限

令和7年6月18日(水) 17時15分必着

③ 提出場所

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
周南市総務部施設マネジメント課

④ 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、本市はその責を負わない。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、令和7年6月20日(金)に参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書(様式7)により通知する。

(5) 企画提案書等の作成及び提出

① 提出書類と部数

ア 企画提案書表紙(様式8) 1部

イ 企画提案書(任意様式) 正本1部、副本10部

・実施要領の「8 評価基準及び配点」の表中、「評価項目・対象」の「①企画提案能力評価」の「評価対象」について、記載すること。

・正本及び副本の様式、縦横の向き、ページ数は自由だが、A4

サイズとすること。

- ・A 3 の折込は可。副本には、企画提案者の企業ロゴやブランド名など、企画提案者が認識できるものを記載しないこと。

ウ 見積書及び内訳書（任意様式） 1 部

- ・企業名及び代表者名の記載、並びに代表者印を押印すること。
内訳書は、業務内容及び人件費等の積算内訳が分かるように記載すること。

② 提出期間

令和 7 年 6 月 23 日（月）から令和 7 年 7 月 4 日（金）まで（受付時間帯は、土日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。）

③ 提出場所

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地
周南市総務部施設マネジメント課

④ 提出方法

郵送又は持参

- ※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、本市はその責を負わない。

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市公共施設再配置計画改訂支援業務プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

（1）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

令和 7 年 7 月 17 日（木）（予定）

5 契約方法

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成 15 年周南市規則第 51 号）に基づいて契約を締結する。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

6 その他

（1）失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - ⑤ プレゼンテーション等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
 - ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (2) その他の留意事項
- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
 - ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
 - ③ 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とし、複数の提案はできない。
 - ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
 - ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（市からの指示があった場合を除く。）
 - ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
 - ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式 10）により、担当課へ届け出ること。
 - ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）に基づき公開する場合がある。
 - ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - ⑩ 評価の経緯・内容に関する問い合わせは、一切回答しない。
 - ⑪ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。

- ⑫ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (3) その他詳細は、実施要領による。